



法人の設立等報告書 (その2)

管理番号	
処理日	・ ・

年 月 日

千葉県 県税事務所長 様

※ コード 欄	登録事由	組織区分	業種コード	法人区分
	課税標準区分	非課税区分	分割区分	

千葉県県税条例第22条の規定により、次のとおり報告します。

納税義務者	(ふりがな)			
	本店等の所在地	〒	都道府県	電話 ()
	(ふりがな)			(ふりがな)
	法人名			代表者氏名
	法人番号			

グループ通算制度の報告

- 通算親法人
- 通算子法人

・ になった。

・ でなくなった。

法人税のグループ通算制度に係る報告事項	報告事由	<ul style="list-style-type: none"> 1 グループ通算制度の承認があった。 2 完全支配関係と有することとなった(加入)。 3 通算完全支配関係等を有しなくなった(離脱)。 4 グループ通算制度適用の取りやめの承認があった。 5 青色申告の承認の取消しがあった。 	報告事由の生じた日	・ ・ (承認等の日)
---------------------	------	--	-----------	----------------

グループ通算制度に係る報告事項	最初通算親事業年度	・ ・ から ・ ・ まで		
	通算子法人適用事業年度	・ ・ から ・ ・ まで		
	通算(変更)前事業年度	・ ・ から ・ ・ まで		
	通算(変更)後事業年度	・ ・ から ・ ・ まで		
	通算延長承認の有無	有	県民税	・ ・ から ・ ・ までの事業年度から 月間
		無	事業税	・ ・ から ・ ・ までの事業年度から 月間
	通算前欠損金の有無	資産時価評価法人の別		株式移転完全子会社の別
有 ・ 無	該当 ・ 非該当		該当 ・ 非該当	

通算親法人	(ふりがな)			
	本店等の所在地	〒	都道府県	電話 ()
	県内に事務所がある場合の県内事務所の所在地	〒	都道府県	電話 ()
	(ふりがな)			通算子法人数
	法人名			社
	法人番号			

関与税理士住所・氏名	〒 -	電話 () -	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店	口座番号 (普通・当座)
------------	-----	----------	----------------------	-------	--------------

法人の設立等報告書（その2） 記載の手引

(報告期限)

1 グループ通算制度の適用を受ける（受けない）こととなった場合は、事実が発生した日から10日以内に報告してください。

(報告先)

2 納税地（主たる事務所又は事業所がある地）を所管する県税事務所長に報告してください。

(添付書類)

3 この報告書の提出の際には、次の書類を添付してください。

(1) 適用又は加入の場合

ア 通算親法人は「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「同（次葉）」の写し（国税受付印のあるもの）

イ 通算子法人は「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「同（次葉）」の写し（国税受付印のあるもの）又は「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「同（次葉）」の写し（国税受付印のあるもの）

(2) 離脱（通算子法人）の場合

「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の写し（国税受付印のあるもの）

(3) 取りやめの承認又は青色申告の承認の取消しがあった場合

取りやめの承認通知書又は青色申告の承認の取消通知書の写し

(留意事項)

4 法人名及び代表者名には必ずふりがなを記載してください。